

**令和5年度第2回
宮崎市障がい者施策推進協議会会議録**

開催日：令和5年12月21日（木）

開催方法：オンライン会議

(会 議 経 過)

議事 1 第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）について

※事務局より計画策定スケジュール、第1回協議会後の計画の修正箇所について説明

〔議長〕

ただいま事務局から説明があったが、事前に委員の皆様からご意見ご質問をいただいているため、まず事務局から説明を行い、その後全体的な質疑応答に入りたいと思うがよろしいか。

〔一同〕

(了解のジェスチャー)

〔障がい福祉課員〕

今回、本協議会に臨むにあたり、自立支援協議会と施策推進協議会の両協議会の委員の皆様から事前にご意見ご質問をいただいた。

自立支援協議会からは3名の委員より15件、施策推進協議会からは2名の委員より13件のご意見ご質問をいただいた。自立支援協議会委員からのご意見ご質問については、内容をいくつか紹介させていただく。施策推進協議会委員からのご意見ご質問については、紹介とあわせて回答をさせていただく。なお、質疑応答の時間については、計画の内容に直接関係のあるご意見ご質問のみ紹介させていただくため、ご了承いただきたい。

それでは、自立支援協議会委員からいただいた主な意見を紹介する。まず、No. 3のA委員のご意見について、素案の13ページの④相談支援（計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の「地域移行支援については、利用者の実績が伸びておりません。今後も異なる課題を抱えた関係機関との連携を図り、制度周知を進めて利用を促進する必要があります。」という文言に対して、「実際にそうではあるが、ちょうど実績が伸び始めてきた頃に、コロナの影響を多く受けていることの記載があるとありがたい。医療機関への出入りが困難な状況になり、地域移行支援の主たる支援である外出ができなかったことで、コロナ禍の2年間は想定していたよりも、地域移行支援の実績が伸びなかったという現状であった。また、1行目の異なる課題を抱えた関係機関の意味がよく分からない。異なる課題が何を示しているのか教えていただきたい。」というご意見であった。

いただいたご意見を踏まえ、修正できる部分は修正を加えてパブリックコメントにかけるので、第2回協議会後の修正箇所については、後日説明をさせていただく。

続いてNo. 8のA委員からのご意見で、素案の58ページについてである。「ピア活動支援事業としてはこれでいいと思うが、相談支援体制の充実の部分に入れられるのであれば、障がい者ピアサポート体制の設置の促進を図ることが必要かと思う。ピアサポーター

が配置されることで、より良い相談支援を提供できる相談支援事業所の設置促進を図ることについてどこかで示せればと思う。」というご意見をいただいた。

次にNo. 9のB委員からのご意見であるが、「11月の第3回幹事会の際の意見で、人材の確保について具体的な取組が必要という意見がたくさん出ており、それを踏まえて数ヶ所の文言を訂正していただき感謝申し上げます。人材不足はサービスの量だけでなく、質の低下も招き、実際に重大な問題も起きているようである。ぜひ本市でプロジェクト等を立ち上げ、関係機関と協議し、福祉人材確保のための策を検討していただきたい。これは自立支援協議会のレベルの話では進まない。市を挙げて人材確保に取り組んでいただきたい。」という意見であった。

続いてNo. 12のC委員から素案の34ページから38ページについてのご意見で、「一般就労に移行する人数の目標値を上方修正しているとあったが、自立支援協議会との連携については就労移行のみに記載があるが、就労移行のみではなく、就労継続支援A型やB型、就労定着支援についてもそれぞれ自立支援協議会との連携が必要だと感じる。それぞれのサービス事業所が抱える課題を、自立支援協議会就労支援部会と連携していくことが望ましいのではないか。」というご意見であった。

最後に、No. 13のC委員から素案の46ページ(1)計画相談支援についていただいたご意見で、「計画相談支援に関して、相談支援専門員のスキルアップは基幹センターの役割ではあると思うが、自立支援協議会でのスキルアップや人材確保・育成にはならないと思う。部会員の中から、計画相談を通して出てきた地域課題については検討していくが、それがスキルアップと言われると違うと思う。例えば、地域課題で高次脳機能障がいについて理解を深めたいとなれば、部会で研修を企画し、部会員のスキルアップに繋がることにはなると思う。しかし、相談支援員専門員全員が部会に所属しているわけではない。相談支援専門員の人材確保については、県と連携しながら対策を考えていってはいかがか。」というご意見をいただいた。以上が自立支援協議会委員からの主な意見である。

続いて、施策推進協議会委員の皆様からのご意見である。D委員から2件ご意見をいただいた。No. 16素案の12ページ、③居住系サービスについて、「共同生活援助について、『一定の成果が上げられたと評価しています。』とあるが、確かにグループホームの数も増えてきており地域移行をする環境は整いつつある。しかし、サービスの質や携わる人の質についてのチェック機能はあるのか。グループホームがたくさんできればいいというものではない。障がいのある人が安心して暮らせるよう、今後はチェック機能を強化していただきたい。」というご意見をいただいた。

こちらについて、サービスや従業者の質の維持、向上については、引き続き事業所指定の審査事務における適切な指導や、集団指導や実地指導による基準制度の周知に努める。また、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チーム策定の基本方針では、共同生活援助における質の確保として、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組、支援に関するガイドラインの策定、管理者・従業者等に対する資格要件や研修の導入が検

討されており、国で議論されている制度化の状況を注視し適正な運用に市としても努めていく。

続いてNo. 17は先ほどと同じ、素案の12ページの共同生活援助に関することであるが、「共同生活援助について人材不足で職員確保も容易ではない。一つには、人の嫌がる夜間の仕事であるが賃金が安いということがある。市単独で何らかの補助をしてもらうことはできないものか。他市にないものを本市が作ることができたら、素晴らしい福祉の宮崎になると思う。」というご意見である。

こちらについては、賃金を含む処遇については、報酬改定や処遇改善加算制度の導入等において改善が図られているが、他の障がい福祉サービスと同様に、依然として人手不足・人材確保の対策が必要であることは認識している。補助や助成等について、今後、他自治体の事例研究等を行うとともに、従業員のキャリアアップのための助成等、労働政策分野の助成制度等の情報収集、周知、活用等についても努めていきたい。

続いてNo. 18 E委員からの「計画の中に高次脳機能障がいの文言を整理して反映して欲しい。今回の修正で、素案23ページに新たに修正表現が取り入れられたところであるが、できれば他の箇所でも高次脳機能障がいを意識した文言を検討して欲しかった。その他で修正を検討した箇所はどこがあったのか。」というご意見であった。

こちらについては、素案2ページの「(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」に記載されているとおり、こちらは計画の全体に係るものであり、高次脳機能障がい者だけでなく発達障がい者や難病患者等についても、この計画の対象としている。また素案の23ページに高次脳機能障がいに関する文言を修正したが、文言が載っていない部分についても、高次脳機能障がい者をはじめ、発達障がい者であったり難病患者等の様々な障がいを対象にしたものとなっており、全体的な表現として最初の基本指針における基本的理念で記載しているためご理解いただきたい。

続いてNo. 19 E委員からの「目標データの積算に高次脳機能障がいも意識して目標値の設定をして欲しい。今回設定された数値目標のうち、どれだけの量が高次脳機能障がい者への支援の分なのかを明確にして欲しい。」というご意見であった。

こちらについては、前回の第1回協議会でも説明させていただいたが、本市は高次脳機能障がい者の具体的な数値は把握ができていないのが現状である。推計に関しても元となる数値がないことから、個別に見込み値を立てることができない状況であるため、ご理解いただきたい。

続いてNo. 20 E委員からの「9月のサービス見込み量の設定を作業された時に、令和8年度までに高次脳機能障がい者へのサービスは、どの程度の量・質を行うものとするか、また、その量を目標値にどう見込まれたのかを教えて欲しい。」というご意見であった。

こちらについても、市としては高次脳機能障がい者の具体的な数値を把握できていないため個別に見込み値を立ててはいない。

続いてNo. 21 E委員からの、素案19ページの福祉施設入所者の地域生活への移行

については、「高次脳機能障がい者について言えば、地域生活の移行どころか本市では、重篤な状況にあり家庭でケアをすることができない高次脳機能障がい者の入所を引き受ける施設そのものがごく限られている状況である。それらを踏まえて、個々の数値目標は高次脳機能障がい者も含めどのように設定されたのか。現状の数値的根拠や今後の見通しに対して見解を伺いたい。」というご意見をいただいた。

これについても同じ回答になってしまうが、具体的な数値を把握できていないため、見込み値は立てることができないが、今後、県の実態把握調査の結果も注視しながら、取り組んで参りたい。

続いてNo. 22 E委員からの「本日の第2回協議会資料の段階で、高次脳機能障がい者についての目標値等が考慮されていない箇所があるとしたら、ぜひパブリックコメントまでには支援が進む方向で、素案や数値目標を修正して欲しい。」というご意見であるが、こちらについては、素案の76ページに高次脳機能障がい者に対する支援という項目を新たに設け、県や関係機関と連携し高次脳機能障がい者に対する支援を行っていくといった文言で記載させていただいたのでご理解いただきたい。

続いてNo. 23 E委員からの、素案2ページの(2)障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等について、「障がい種別によっての格差が解消するように取組を進めて欲しい。また、格差解消を具体的に見える形で計画素案に示していただきたい。」というご意見であった。

こちらについては、先ほども回答させていただいたが、素案の中でも高次脳機能障がい者だけでなく発達障がい者や難病患者等についても、障がい種別による格差が生じないようサービスの充実を図ることとしており、国の基本指針でもそう示されており、本市もそれを遵守し、あらゆる障がい者の方に格差が生じない形でサービスの充実を図って参りたい。以上が計画の中身に対するご意見ご質問であったため、説明は終了させていただく。

〔議長〕

それでは第7期宮崎市障がい福祉計画（第3期宮崎市障がい児福祉計画）について、全体を通して意見はあるか。

〔E委員〕

前回の第1回協議会の際に高次脳機能障がいについても、ぜひ計画の中で加味して欲しいとお願いをしたが、今回2ヶ所に記載をいただき検討いただいたことにお礼を申し上げます。

先ほどの事務局の説明を聞き思ったことであるが、障がい種別による格差がないように市として努力をするという発言は非常に力強く聞こえてありがたい。では、それが具体的にどうなのかということが非常に気になり説明を聞いたが、例えば素案76ページに新しく追加いただいた項目を読ませていただいた。非常にありがたいと思うが、実施に関する

考え方の「高次脳機能障がい者が利用できる障がい福祉サービス等事業所や適切な診断を行える医療機関等の情報の把握及び提供に努めるほか、適切な障がい福祉サービスの提供を図ります。また、障がい理解に関する市政出前講座等において、高次脳機能障がいに関する周知を図る」や、「県と連携を図る」といったことが書かれている。

例えば、利用できる福祉サービス事業所がどれだけ実効性があるところがあるかについて非常に厳しい状況にあることはご存知だと思う。就労支援事業所や相談支援事業所に行き、職員の方々と話をしたが、高次脳機能障がいに対する専門的なことはなかなかご存知ないため、実際の状況は厳しい。

また、社会への適応のためのリハビリは県が通所教室という事業をされているが、本県で体制が整っていないためモデル事業を実施しているという状況である。医療に関しても診断を受けていない人が非常に多いし、「医療機関の情報提供」とあるが、実際には県は数年前にリストを一旦撤回している。どの医療機関が適切な診断を行えるかということが正確に把握されていない。リストが掲示してあっても、中には実際は機能していない医療機関もある。障がいのある方が、県の作ったリストの病院に行って診断をお願いしたところ、何故今更診断を受けなければいけないのかと言われた例もある。「適切な障がい福祉サービスの提供を図ります。」と言葉では書いてあるが、これで実際にどれだけのことができるかは非常に難しい気がする。だから具体的なことを踏み込んで書いていただけないか。

例えば素案の22ページ「4 障がい児支援の提供体制の整備等」の上から6行目だが、実は医療的ケアが必要な障がいのある方に対しても課題が多く残されており、非常に厳しい状況にあって要望書等を出されているのは私もよく知っている。そのことを踏まえてこのようなことが書いてあると思うが、「医療的ケア児等については、適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等で構成された協議の場を設置し、支援に必要な措置等を関係機関が連携して協議するとともに、地域での育ちを保障するため、医療的ケア児に対するコーディネーターを配置し、医療的ケア児等の実態把握を行い、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋げ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進していきます。」とある。医療的ケア児についてはこれだけ行っても、果たして課題が全て解消するかは、やはり不安も持っていると思う。

つまり、これを高次脳機能障がいを読みかえた時にそっくり同じことがいえる。そのため、具体的にどうするかをぜひ踏み込んで素案に書いて欲しいし、数値データに拘って言ったのは、それぞれのデータに高次脳機能障がい者も関わっているからである。データがないという話をされたが、就労支援についても就労支援事業所をみれば高次脳機能障がい者がどれだけ就労できているかは分かると思うし、社会的行動障がいがある人は同行支援も必要で、そういった人が実際に制度利用まで繋がっているか、また療養介護にしても入所は成人であってもなかなか厳しい状況であるが、未成年者については、我々も一生懸命探したし、県の身体障害者相談センターにも相談したが、本市では1名も未成年者を受け

入れてくれるところはなかった。そういう実態があって、データを見ていくと非常に厳しい状態にある。そのため、格差解消に向けて計画にぜひ拾い上げて欲しい。再度検討し、それぞれの項目について取り上げていただきたい。

7月に県と意見交換を行ったときに、本当にありがたいことに課長が担当者と一緒に聞いていただいたし、10月の宮崎大学医学部の研修会の時も、担当の方が2人みえて、他県の取組やどれだけ宮崎が遅れているかの実態を見ていただいているのである程度は分かっていると思う。ぜひもう一度、令和8年までにいくつ動くかということ踏まえてご検討いただきたい。

〔議長〕

まずは実態を知ってもらいたいことが大きなご意見かと思うが市の方から何かあるか。

〔障がい福祉課長〕

前回の第1回協議会でもご意見をいただき、私もE委員が所属されている会の定例会に行き状況等についてお話いただいた。大変なご苦勞があったと認識している。

ただこの計画上の文言等の追加については、前回の第1回協議会でもご説明しているが、市町村レベルでの対応は難しいため、今以上に計画に書き込むのはなかなか厳しいと現時点では思っている。いずれにしても、県と連携をとっていきながら本市としてできることを僅かずつでも取り組んでいきたい。

〔議長〕

すぐにこの計画に反映はなかなか難しいところもあるかと思う。数値等は把握していないということなので、これからそういった把握が必要と思うが、県の方では高次脳機能障がいに関する数値等の把握はされているのか。

〔F委員〕

高次脳機能障がいに関しては、今年度実態調査を実施しており、現在その取りまとめをしている。調査が終了次第、我々としても施策に反映したり、あるいは広く公表し市町村と連携しながら施策の推進を図っていきたい。

〔議長〕

E委員が言われたのは、より具体的な取組を書いた方がよいのではということで、ここ3年で取り組むことを少しでも追加するとよいのではないかと私も思う。実態調査を県で実施されているので、それに並んで市も実施するような文言の書き方も具体的になってくると思うのがいかがか。

〔障がい福祉課長〕

まずは県で実態調査中であり、それが本年度中に結果が出ると聞いているので、その結果等を見ての対応になる。どのような形で盛り込めるのか等また考えていきたい。

〔議長〕

こういったご意見があるので検討をお願いしたい。それでは他の意見はいかがか。

〔G委員〕

市も様々な取組を実施されており、素案の中に障がい児や高次脳機能障がい者など表記があるが、難病患者の文言がほとんど出てこない。同じ障がい者として扱うということだと思うが、素案の5ページの第2章障がい者の状況の(1)障がい者手帳等の交付状況の推移、(2)令和4年度身体障がい者手帳の交付状況の表がそれぞれあるが、その中に難病患者の数を種類別でなくてもよいので、本市には難病患者がこれだけいることを表記してもらいたい。

県で把握していると思うので、難病患者の実際の数とは違うが、特定医療費(指定難病)受給者証を交付されている方の数を表に載せていただきたい。

また、来年度から軽症の指定難病患者も登録者証を取得できるようになるため、人数的には増えることが見込まれるので、難病患者の特定医療費(指定難病)受給者証が何名、登録者証が何名といった記載をしていただきたい。難病患者も障害者総合支援法に守られている実態を示して欲しい。パブリックコメントに間に合わなければ仕方ないが、考えてもらいたい。

〔議長〕

今の意見を受けて、市はいかがか。

〔障がい福祉課長〕

まず、数値については、素案の5ページの第2章の(1)の表の下から2行目、宮崎市人口の上に特定医療費(指定難病)受給者証の実績は年度ごとの人数を掲載している。

難病という表記が少ないという点については、またパブリックコメントまでに検討したい。

〔議長〕

それでは他の意見はいかがか。

〔H委員〕

まずは前回の会議の後に、目標数値を上げたり文言を追加するなど大変感謝申し上げる。

私は五つ意見があるが、一つ目は、例えば事業所名や実績等をホームページ等で公表してもいいのではないか。悪いことに関しても事業所名は出さなくても、事例としてこういうことが実際起きているというところも公表して欲しい。前回の協議会で、私が話をした事業所については、口頭や文書で障がい福祉課から注意があったようではあるが、今日の宮崎日日新聞でも虐待の数がすごく増えているという記事もあり、もしかしたら当事者だけではなく、その管理者の責任下で働いている方が、常態的に虐待等に繋がるようなことが起きているのではないかと心配している。また、実績のある事業所を良い事例として挙げておくと、他事業所や新規開設をした事業所の参考になるのではないか。

二つ目は、私は自立支援協議会の7部会とも所属しているが、事務局として障がい福祉課が入っているので、その自立支援協議会の中でこの福祉計画の目標値に繋がるような議題や、いかにその目標値に繋げていくかという問題提起をしていただくと良いのではないか。どちらかという部会の参加者から、どういう議題を1年間取り組んでいくかアイデアを出していくところからスタートする。それも大切なことではあるが、それと合わせてこの素案の目標値が実績として上がっていくよう、自立支援協議会でも取り組むことが出来たらと思う。

三つ目が、就労支援等についてもだが、インクルーシブ教育といっても、どんどん特別支援学校の生徒の数が増えているところもあるので、まずは情報が学校の先生方や生徒、保護者になかなか伝わりにくいため、他部門との連携というところで学校との連携をお願いしたい。

四つ目は、地域移行支援部会が自立支援協議会の中にあるが、その対象が精神疾患で進められているところも少し気になっている。障がい種別に関係なくどのような特性があっても、地域に移行できるような動きがあってもいいと思う。

最後に五つ目が、先ほども他の委員の意見にもあったが、それぞれの障がいや団体の思いを一つに集約することが難しい。そういった場が今ないのが気になっている。先日、暮らし支援部会の中で、避難所のあり方について各団体が集まって話をしたときに、共通するところは避難所には行かないということであったが、災害が長期化したときにどうしても避難所を利用しなければならない場合の対策も事前に練っておく必要があると思う。各障がい団体が集まって、意見を出し合っ集約することは大事だと思うので、自立支援協議会の中に当事者団体の部会もあってもいいのではと思った。

〔議長〕

今の意見についても、また市の方で考えいただくということで、他に何か意見があるか。

〔E委員〕

先ほど素案の22ページについて、ここを高次脳機能障がいに文言を入れ替えるとどう感じるかと言ったのは、そんな視点で検討をして欲しいという意味で、書き直すときにそ

ういう視点でもっと踏み込んだ形で検討してもらいたい。それから県と市の谷間を作らず、連携を深めてもらい、高次脳機能障がいへの支援をお願いしたい。ぜひ検討いただきたい。

〔議長〕

私からも二つ意見があるが、一つ目は素案の中に「障がい者」というのと、「障がい者等」という表記が文章の中に幾つかあり、その使い分けをはっきりした方がよい。

二つ目は、最初に挨拶でも触れたが、やはり広報や理解が進んでいないということがある。素案57ページの理解促進研修・啓発事業の事業内容や実施に関する考え方が、これは厚生労働省から出されている地域生活支援事業等という必須の事業であるが、それに比べて本市のものはかなり記載されている量が少ないので、ここは本市として肉付けをして強調して書くところだと思う。国の事業実施要領の方が記載がしっかりとされており、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次機能障害、盲ろう者、重症心身障害児又は難病等」と、文言がきちんと書いてある。ここは広告なので、障がい名を全部書く形で記載した方がよいのではないかな。

また素案63ページの意味疎通支援事業についても、ここには「聴覚障がい者等」と記載してあるが、国の表記方法は障がい名が全部書いてある。よって「聴覚障がい者等」だけではなく他の障がい名も記載し、こういう事業が必要だと肉付けして記載した方がよい。そこは、すぐ出来ることと思うのでお願いしたい。

他に何か意見等あるか。

〔I委員〕

「医療的ケア児」という文言を今回の計画で記載いただき、本当に感謝申し上げます。「医療的ケア児」という言葉でまとめられているが、年々「医療的ケア児」も多種多様化している。ご飯を経口摂取で練習しながら、鼻からもチューブで栄養を入れる子も医療的ケア児であるし、人工呼吸器を使用し移動も大変で吸引も頻回という子も医療的ケア児である。

素案に数値目標や実績が記載してあるが、おそらく、この実績に重度障がい児ほど含まれていかないのだろうと感じた。よって医療的ケア児という括りだけでなく、本当はサービスや支援がもっと必要な子がいるので、そういったところへの支援をもう少し盛り込んでいただきたい。

〔議長〕

時間が迫っているため、意見だけを聞いていく。他に何か意見等あるか。

〔J委員〕

私は障がい福祉計画と障がい者計画が、何となく入り混じったような印象を前回から感じる。障がい者計画は3つの基本目標ごとに施策の柱があるが、その中の「基本目標2 安

全で安心して暮らすことができるまちづくり」の柱の2番目に「福祉サービスの充実」という位置付けがあって、ここの中で障がい福祉計画を踏まえサービスを提供するということが、これまで議論されてきた。この計画の経緯や位置付けをまずしっかりと認識すべきというのが前回からずっと気になっている。

私もこの会議にこれまで参加してきているが、これだけ様々な意見が出るということは、意見のまとめ方やどういう形で計画に反映していくのかが、その都度方向性が変わったりしてすっきりしていない。こういった計画を作る時には、当然期間が決まっているので、いつごろからどういう段取りで進めるかは、当然流れができていますが、実際にその方法とその対象をしっかりと組み立てた方が、すっきりさせる手がかりになるのかなとあくまでも私の意見として感じている。

次回検討する際は、事前のプロセスからしっかりと組み立てて、数値目標等を出していくとよいのではないかと。

〔議長〕

私たちが2回の会議であまり時間の無い中確認をしている状況なので、3年後の福祉計画の見直しの際に考えるのではなく、策定後である来年度から今の状況と照らし合わせて数値等を考え、毎年見直しを考えていくとよいのではないかと。

他に意見はないか。

〔G委員〕

先ほど議長が言われた意思疎通支援事業では、障がい者だけではなく疾病等により寝たきりで口がきけない方もいる中で、点字や声（代読）だけでなく、代筆も加えて欲しい。

同行援護では代読代筆も入るが、外出先で支援しなければいけない。国が決めていることではあるが、先ほどから皆さんも言われているが、本市が率先して同行援護でもこういった支援をしていると障がい者支援において県内の先頭に立って取り組んで欲しい。

同行援護については通勤の支援も市町村独自でできるが、他市町村が実施していないからと断られる。そのあたりもこれから考えていただいて、まずは意思疎通支援については代読・代筆も含めて視覚障がい者の方に伝わるものにして欲しい。

点字については、中途視覚障がい者が最近が多いため、現状としては私もだが点字を覚えていない方も多いため。素案についてはではないが、そういう現状があることもこれから検討してもらいたい。

〔議長〕

私が先ほど発言した意思疎通支援事業については、厚生労働省が出している意思疎通支援事業実施要領に、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため」と詳しく書いてある。本市は、その部分が

「聴覚障がい者等」とは書いてあるが、その詳しい記載がなかったので、きちんと表記したほうがいいということで意見させていただいた。ここは大事なところなのでお願いしたい。

他に何か意見はあるか。無いようなのでここまでとする。冒頭に事務局から説明があったが、今後意見がある場合にはパブリックコメントという形でお願いしたい。

それでは以上で本日の議事を終了する。会の進行にご協力いただきありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返りする。

〔障がい福祉課長補佐〕

ありがとうございました。会議次第7その他について、事前にご意見をいただいた中に、議事の内容以外にもご質問があったので回答させていただく。

〔障がい福祉課長〕

前回の第1回協議会からE委員にご意見等をいただき、そのことについて事務局の不手際もあったとご説明させていただいたが、その中で昨年度の第3回協議会の開催については、ホームページ等で正誤表を作って掲載したいと考えている。

また、今回の第2回協議会での報道等への対応については、きちんと事前に案内をし対応した結果、報道や傍聴の出席依頼はなかった。回答は以上である。

〔E委員〕

なぜ非常に残念に思っているかということ、3月、4月の段階でこれはおかしいのではないかと私は再三申し上げたが、結局公の場に出さなかったら訂正はなかった。重要なことだと私は認識して、昨年第3回の記録のあり方について問題意識を持っている。

公の場でそれを言わなければ、きちんと連絡をしても受けとめてもらえなかったことを非常に残念に思う。やはり行政とか福祉行政は困っている住民の声を聞くことが一番の基本かと思う。苦言を呈して申し訳ないがそこはご理解いただきたい。間違っていることが聞き入れられなかったことは非常に残念に思っている。

〔障がい福祉課長〕

前回の第1回協議会でも課の責任者ということで私の方から謝罪をさせていただいた。今回のことは十分に反省をし、現在、宮崎市障がい福祉計画の策定に取り組んでいるが、その進め方や協議会の運営についても、今後もご意見を十分認識し取り組んでいきたい。

〔障がい福祉課長補佐〕

以上をもって、令和5年度第2回宮崎市障がい者施策推進協議会を終了する。